

介護老人福祉施設 たにやまの里（ユニット型）運営規程

介護老人福祉施設の運営規程は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、「施設指定基準」という。）に規定されている運営規程の記載内容とともに、施設指定基準上必要と思われる内容についても盛り込んだものとして作成されています。また、平成18年度から実施された「介護サービス情報の公表」への対応も考慮しています。運営規程の各条項に対応する施設指定基準及び介護サービス情報の公表については以下の通りです。

運 営 規 程		施 設 指 定 基 準	公 表 項 目
第 1 章 施設の目的と運営の方針			
第 1 条（事業の目的）	第2条（基本方針）		
第 2 条（運営の方針）	〃		
第 3 条（施設の名称及び所在地等）			
第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容			
第 4 条（従業員の職種・員数及び職務内容）	第 2 条（従業者の員数）		
第 3 章 利用定員			
第 5 条（入居者の定員）	第 41 条（定員の遵守）		
第 4 章 設備及び備品等			
第6条（居室）	第 35 条（設備の基準）		
第7条（共同生活室）	〃		
第8条（医務室）	〃		
第9条（浴室）	〃		
第 10 条（洗面室及び便所）	〃		
第 5 章 契約及び運営			
第 11 条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）	第 4 条（内容及び手続の説明及び同意）	1-1-(1)	
第 12 条（支給資格等の確認）	第 5 条（支給資格等の確認）	1-1-(1)	
第 13 条（入退去）	第 7 条（入退所）	1-1-(1)	
第 6 章 サービス			
第 14 条（施設サービス計画の作成）	第 12 条（施設サービス計画の作成）	1-1-(3)	
第 15 条（サービスの取り扱い方針）	第 36 条（サービスの取扱方針）	1-2-(3) 1-2-(8) 1-4-(1)	
第 16 条（介護の内容）	第 37 条（介護）	1-2-(6)	
第 17 条（食事の提供）	第 38 条（食事）	1-2-(6)	
第 18 条（相談及び援助）	第 18 条（相談及び援助）	1-4-(1)	
第 19 条（社会生活上の便宜の供与等）	第 39 条（社会生活上の便宜の提供等）	1-2-(5) 1-2-(8)	
第 20 条（機能訓練）	第 20 条（機能訓練）	1-2-(4)	
第 21 条（健康管理）	第 21 条（健康管理）	1-2-(5) 1-2-(6)	
第 22 条（入居者の入院期間中の取扱い）	第 19 条（入居者の入院期間中の取扱い）	1-1-(5)	
第 23 条（利用料及びその他の費用）	第 41 条（利用料等の受領）		

	第 24 条（利用料の変更等）		
第7章 留意事項			
	第 25 条（日課の励行）		
	第 26 条（面会時間と消灯時間）		
	第 27 条（喫煙）		
	第 28 条（飲酒）		
	第 29 条（外出及び外泊）		
	第 30 条（健康保持）		
	第 31 条（衛生保持）		
	第 32 条（禁止行為）		
	第 33 条（入居者に関する市町村への通知）	第 20 条（入所者に関する市町村への通知）	
第 8 章 従業者の服務規程と質の確保			
	第 34 条（従業者の服務規程）		
	第 35 条（衛生管理）	第 26 条（衛生管理等）	
	第 36 条（従業者の質の確保）		
	第 37 条（個人情報の保護）	第 28 条（秘密保持等）	
第 9 章 緊急時、非常時の対応			
	第 38 条（緊急時の対応）		
	第 39 条（事故発生時の対応）	第 31 条（事故発生の防止及び発生時の対応）	
	第 40 条（非常災害対策）	第 26 条（非常災害対策）	
第 10 章 その他			
	第 41 条（地域との連携）	第 30 条（地域との連携等）	
	第 42 条（勤務体制等）	第 40 条（勤務体制の確保等）	
	第 43 条（業務継続計画の策定等）		
	第 44 条（記録の整備）	第 37 条（記録の整備）	
	第 45 条（苦情処理）	第 29 条（苦情処理）	
	第 46 条（身体拘束原則禁止）		
	第 47 条（虐待の防止に関する事項）		
	第 48 条（掲示）	第 29 条（掲示）	
	第 49 条（協力医療機関等）	第 27 条（協力病院等）	
	第 50 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）	第 32 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）	
	第 51 条（その他）		

第1章 施設の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人喜入会が開設する特別養護老人ホームたにやまの里（以下、「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームたにやまの里（ユニット型）
- (2) 所 在 地 鹿児島市谷山中央4丁目4817-3
- (3) 開設年月日 令和7年5月1日

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする
- (2) 医師 1人以上（非常勤・嘱託）
入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行うものとする
- (3) 生活相談員 1人以上（常勤）
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行うものとする
- (4) 介護職員 14人以上（常勤換算）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行うものとする
- (5) 看護職員 2人以上（常勤換算）
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行うものとする
- (6) 栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行うものとする

(7) 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする

(8) 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の作成等を行うものとする

第3章 利用定員

第5条（入居者の定員）

施設に入居できる入居者の定員は4ユニット40人（1ユニット10人）とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできないものとする。

第4章 設備及び備品等

第6条（居室）

施設は、入居者の居室にベッド・枕元灯・ロッカー・ナースコール等を備品として備えるものとする。

第7条（共同生活室）

施設は、入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する、共同生活室を設け、入居者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類、目的に応じた機能訓練器具等を備えるものとする。

第8条（医務室）

施設は、入居者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えるものとする。

第9条（浴室）

施設は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けるものとする。

第10条（洗面所及び便所）

施設は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けるものとする。

第5章 契約及び運営

第11条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結するものとする。

第12条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができるものとする。

第13条（入退居）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しないものとする。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討するものとする。検討に当たっては、従業者間で協議するものとする。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行うこととする。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第6章 サービス

第14条（施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させることとする。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入居者に説明し、同意を得るものと

する。

- 5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行き、施設サービス計画の実施状況を把握するものとする。

第15条（サービスの取り扱い方針）

施設は、入居者の要介護状態の改善又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等に応じて、入居者本位の適切な処置を行うものとする。

- 2 サービスを提供するに当っては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行うものとする。
- 3 施設は、サービスを提供するに当って、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行うものとする。
- 4 施設は、サービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 施設は、サービスを提供するに当って、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第16条（介護の内容）

介護にあたっては、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができることとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- 9 施設は、入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせないこととする。

第17条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供することとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うこととする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保することとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援することとする。
- 5 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食 8 : 0 0 ～ 9 : 0 0

昼食 1 2 : 0 0 ～ 1 3 : 0 0

夕食 1 7 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0

第18条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

第19条（社会生活上の便宜の供与等）

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設けることとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行するものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めることとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めることとする。

第20条（機能訓練）

施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施するものとする。

第21条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとることとする。

第22条（入居者の入院期間中の取扱い）

施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヵ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮するものとする。

第23条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告

示上の額とする。(介護保険負担割合証に定める割合とする。)

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 滞在に要する費用 1日につき
 - *介護保険負担額認定書の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とする
 - (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別の居住に要する費用
 - (4) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別の食事の提供に要する費用
 - (5) 理美容代(実費)
 - (6) 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用
- 5 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得るものとする。

第24条(利用料の変更等)

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができるものとする。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

第7章 留意事項

第25条(日課の励行)

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護従業者、介護従業者、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとする。

第26条(面会時間と消灯時間)

面会時間は、原則8:00~20:00までとする。また、消灯時間は、20:00とする。

第27条(喫煙)

喫煙は、事業所内全館禁煙とすることとする。

第28条(飲酒)

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とすることとする。

第29条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に連絡することとする。

第30条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、可能な限り受診することとする。

第31条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力することとする。

第32条（禁止行為）

入居者は、施設で次の行為をしてはならないこととする。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

第33条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

第8章 従業員の服務規程と質の確保

第34条（従業員の服務規程）

従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意するものとする。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及びその周知・啓発、相談体制（担当者・窓口）の整備の必要な措置を講じるものとする。

第35条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回程度、定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

第36条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

第37条（個人情報の保護）

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守するものとする。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。また、利用者家族の情報をを用いる場合は、当該家族の同意を得ることとする。
- 4 施設は、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

第9章 緊急時、非常時の対応

第38条（緊急時の対応）

従事者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

第39条（事故発生時の対応）

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとする。

第40条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者及び入居者等に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施するものとする。
- 3 当施設の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害計画を策定することとする。

第10章 その他

第41条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

第42条（勤務体制等）

施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めるものとする。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行うものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

第43条（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第44条（記録の整備）

施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第45条（苦情処理）

施設は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

- 3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、鹿児島県国民健康保険団体連合会、福祉サービス運営適正化委員会（鹿児島県社会福祉協議会）の調査に協力するとともに、鹿児島県国民健康保険団体連合会、福祉サービス運営適正化委員会（鹿児島県社会福祉協議会）の指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

第46条（身体拘束原則禁止）

施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- （1）身体拘束廃止委員会を3ヶ月に1回程度、定期的に設置するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
- （2）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- （3）入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

第47条（虐待の防止に関する事項）

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- （4）全各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第48条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示、又は閲覧可能な形で備え付けるものとする。

第49条（協力医療機関等）

施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

- 2 施設は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるものとする。

第50条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第51条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和7年5月1日から施行します。

※ この「運営規定」は、全国老人福祉施設協議会のモデルを基に作成されています。